

# くげぬま探求クラブ規約

最新版（平成31年2月2日制定）

## 1. 目的

- (1) 名称を、くげぬま探求クラブ(以下クラブという)と称し、6K(健康、心、経済、家庭、交流、好奇心)を基として、会員相互の親睦・研鑽と、ボランティアなどの全員参加の地域活動を主な目的とし、活動拠点を鶴沼公民館に置く。

## 2. 会員

- (1) 入会は原則として鶴沼地区及びその隣接地区に在住し、前条の目的を实践する意思のある45歳以上の男性とし、例会の承認を得る。  
会員は定められた会費を納入しなければならない。
- (2) 退会は、会員の申し出によるほか、1年間の会費滞納の場合には、例会に諮り決定される。
- (3) 会員は、クラブの運営に進んで参加しなくてはならない。  
但し、会員は、健康上の理由等により、世話人及び監査役のそれぞれの選任に際し事前に申し出て、被選任者になることを辞退できる。
- (4) 会員は、やむを得ない事情による場合、休会することができる。運用規則は別途定める。

## 3. 総会・臨時総会

- (1) 総会は、4月例会に併せて開催し、前年度のクラブ運営結果と決算の承認、規約の改定、新年度のクラブ運営方針と予算の決定、及び世話人と監査役の選任を行う。  
必要により、臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立し、議決はその2分の1以上でされる。
- (3) 総会の議長は、世話人代表が務める。

## 4. 例会

- (1) 例会は、毎月開催し、月次のクラブ運営方針の討議、部会からの報告、会員の入会の承認、及び情報の交換などを行う。決議は、出席会員の2分の1でされる。  
例会の議長は、世話人代表が務める。

## 5. 世話人会

- (1) 世話人会は、総会において選挙により選任された世話人6名により構成する。  
互選により、世話人代表、副代表、会計及びその他の業務分担をきめる。  
世話人は、任期を2年とし、連続して選任されない。  
世話人選挙は入会から在籍期間(休会期間を除く)に応じて長い順からグループ1とグループ2に分け、前者から2名、後方から4名を選出する。  
グループ1とグループ2の人数は概ね同数となるように例会で決める。
- (2) 世話人代表は、クラブを代表する。
- (3) 世話人会は、随時に開催し、会員及び部会長から諮られたクラブ規約、運営方針、及び会員の入会などを討議し取りまとめ、それを総会若しくは例会に上程する。  
同じく世話人会は、総会及び例会で決議された方針に基づく諸活動の執行と総括を行う。  
世話人会の議長は、世話人代表が務める。
- (4) 世話人は、転居、健康、介護、仕事、その他で辞任を希望する場合は、例会でその理由を説明して辞任することが出来る。

- (5) 世話人に欠員が生じた場合は原則として総会における選挙での次点者が選任される。  
次点者が監査役の場合は次次点者が選任される。  
この場合の任期は前任者の残りの任期とし連続して選任されない。  
世話人会が欠員の補充を希望しない場合は例会の承認を得て欠員とする。

## 6. メディア委員会

メディア委員会は、会報くぐひ制作部、くげぬま探求クラブホームページ制作部で構成され、両メディアの維持・向上を図ることを目的とし、世話人会が所管する。運用規則は別途定める。

## 7. 部会

- (1) 部会は、3名の会員の発起により、例会の承認を得て設立される。  
会員は、全ての部会に自由に、かつ重複して参加できる。
- (2) 部長は、部会活動の執行と総括を行ない、活動状況を例会に報告する。
- (3) 部会の活動費用は、参加会員の個人負担とする。  
但し、部長から申請があり承認されたときは、クラブ負担とする。

## 8. 会計

- (1) 会計年度は、毎年4月から翌年3月とする。
- (2) 会費は、会員1人月額1,000円とし、一定額前納制とする。  
1,000円の内訳は、500円を月額会費とし、500円を会主催の懇親会用として別管理する。
- (3) 部会が個別に受けた謝礼金、及びその他の収入は、クラブ会計収入とする。
- (4) 会費は、例会などの事務費、及び慶弔費などのクラブ共通の費用に当てる。
- (5) 世話人会は年度決算を行い、監査役の監査を受け、総会の承認を受ける。
- (6) 監査役は、任期1年の1名とし、総会で選任される。

## 9. 慶弔

- (1) 会員またはその配偶者が死亡したときは、生花1基(15,000円見当)をクラブ名で供える。  
その他必要な場合は、世話人会がきめる。

## 付記

平成6年4月2日	第1回総会	制定
平成8年4月6日	第3回総会	改定
平成9年10月4日	臨時総会	運営委員会制など全面改定
平成11年6月5日	臨時総会	改定
平成12年4月1日	第7回総会	世話人任期2年、世話人会の任務、慶弔規定の改定
平成13年4月7日	第8回総会	満70歳以上の会員の役職辞退規定の新設
平成14年4月6日	第9回総会	運営、編集、ボラ、公園委員会の廃止、例会、世話人会、部会、会計規定の改定
平成17年1月8日	臨時総会	入会年齢制限の改定、会費納入の内訳の改定
平成17年2月5日	臨時総会	被選任者辞退の基準の改定、世話人会の人員構成の改定
平成20年7月5日	臨時総会	入会年齢制限の改定(上限65歳の撤廃)
平成27年4月4日	臨時総会	会報くぐひとホームページの編集・制作活動を世話人会が関与したメディア委員会内に設置
平成30年7月7日	臨時総会	退会規定の改定と休会制度の制定
平成31年2月2日	臨時総会	世話人会規定の条文を追加改定

## 「休会制度運用規則」

### 1. 利用の条件

- ・病気、その他健康上の理由、介護、仕事の都合など、長期間にわたって当クラブ活動ができず、か

つこれらの理由が解消された場合に活動を再開したいとの強い希望がある場合、所定の手続きを経て休会することができる。「長期間」とは、6カ月以上とする

2. 申請

- ・本人が世話人に理由を述べて申請し、世話人が例会に諮って承認される

3. 休会中の権利と義務

- ・休会中の会員は、会費の納入、例会と総会への出席、地域活動部門への参加を免除されるほか、総会資料、例会資料、会報くぐひ、その他資料を受け取ることができる
- ・上記の各種資料作成に係わる費用、通信費などのため、事務費を納めなければならない
- ・事務費は半期に1500円とし、休会開始時に前納する
- ・例会と総会での議決権は付与されない
- ・正当な理由なく1年間分未納の場合、例会に諮り退会が決定される

4. 休会の継続確認は毎年4月と10月の初めに行い、同時に事務費を前納する